

しおがまの水道

Vol.9

目次

災害に強い水道を目指して	1P
水道事業について	2P
水の旅・水道の施設紹介	2P
皆様からの疑問・質問にお答えします	3P
水道の歴史① 七清水	4P
貯水槽のしくみと管理について	4P



倒壊した家屋（新潟県中越地震）



給水活動に協力しました。（新潟県中越地震）



水道部イメージキャラクター「シオンちゃん」

災害に強い水道を目指して

わたしたちの毎日の生活に欠かせない水道。しかし、一度災害等で被害を受ければ、早期復旧には多くの協力や支援が必要になります。現在、さまざまな自治体で、自治体間や民間と協力して災害に備える動きが出てきています。水道部でも、災害に備えた協力・支援体制を強化しています。今回は、それらの活動についてご紹介します。

●各地で活動しています

平成7年の阪神・淡路大震災では、水道施設の復旧工事のため水道部職員2人と地元事業者5人の計7人を派遣し、8日間にわたり復旧活動を実施してきました。

また、平成16年の新潟県中越地震では、水道部職員2人と給水車1台を応急給水活動のため現地へ派遣し、給水活動をしてきています。

●宮城県内では相互応援体制の取り決めがなされています

県内では、平成15年7月26日に宮城県北部を震源とした宮城県北部連続地震が発生しました。震度6以上の地震が連続3回起こり、県内の水道施設は一時1万5千余世帯が断水する被害を受けました。この時は3日間、9人の職員と給水車1台を派遣し、給水活動を行いました。

また、今後30年以内に発生する確率が99%といわれている宮城県沖地震では、相当の被害が予想されており、県内各水道事業体との間では災害時に備えた

応急給水等に関して相互応援体制の取り決めがなされています。

●助け合って災害に強い水道を

こうした中、水道部では、平成18年7月25日に「災害時における応急復旧活動等に関する協定」を地元水道工事業者からなる仙塩地区管工事業協同組合との間で結びました。これによって同組合の協力・応援のもと、水道施設が復旧するまでの応急給水活動や、水道施設の給水機能を回復させる応急復旧活動等は、より一層速やかで的確な対応が可能になります。

これからも水道部では、災害時に對し、飲料水の供給体制はもとより来るべき災害に備え応急復旧等の充実強化を図っていきます。



▲協定を結んで、災害に強い水道を目指します。

水道事業は独立採算制で経営されています

わたしたちの生活になくてはならない水。その水を毎日お届けしている水道事業は「地方公営企業」として経営されています。

一般の行政サービスは税金によってまかなわれていますが、水道事業は水道料金でまかなわれています。この制度を「独立採算制」といいます。

◆安心して水道をお使いいただくためには莫大な経費がかかります

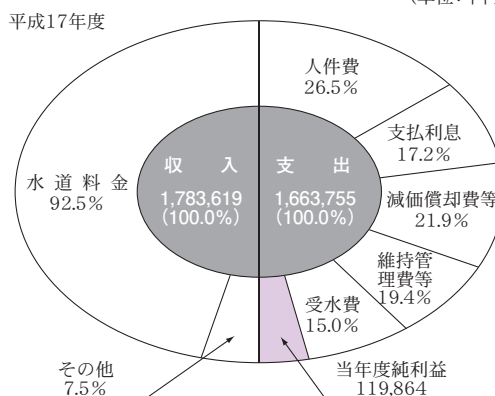
いつでも安心して水道をお使いいただくため、水道部では安全で安心な水の供給を維持するための施設整備や、災害に強い水道施設の整備を進めています。



▶現在建設中の藤倉PCタンク。主に藤倉・新浜地区に水を供給します。安全で安心な水を確保し供給するための施設です。

収益的収支の状況

(単位:千円)



かし、そのためには多額の建設費用が必要です。これらの費用は水道料金だけではまかなえませんので、国などからの借金（企業債）で補っています。

◆水道部の取り組み

水道事業を取り巻く厳しい財政状況（料金収入の減収、企業債の返還等）や社会情勢の変化（景気低迷の影響、ライフスタイルの変化等）に対応した健全な水道事業の運営に取り組んでおります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、経営企画室

☎364-1411

水道の施設紹介

(梅の宮浄水場排水処理施設)



▲凍結融解槽

昭和51年の水質汚濁防止法の法的規制により、浄水場から排出される処理水等が公共用水域へ放流できなくなり、それに伴い排水処理施設が必要となりました。

梅の宮浄水場排水処理施設

▼脱水ケーキ



は、浄水処理の過程で発生する浄水汚泥等の処理を行う施設で、昭和52年10月に完成、昭和53年度より運転を開始しています。発生した汚泥は、凍結融解法で処理された後、水分と土分（脱水ケーキ）とに分離されます。なお、脱水ケーキはセメント原料の一部として100%有効活用しています。この凍結融解法による排水処理施設では、薬品等を一切使用しないので、発生した脱水ケーキは二次公害の発生がありません。

水の旅

(南部山浄水場)



▲南部山浄水場（白石市）

白石市にある南部山浄水場は、七ヶ宿ダムを水源とし（取水量は、30万m³/日）、塩竈市を含む仙南・仙塩地域の17市町に水道用水を供給しています。塩竈市では、平成2年度から南部山浄水場で浄水した水を受水しており、平成18年度は5千7百m³/日で、最終的な受水量は1万1千5百m³/日です。大倉ダム・七ヶ宿ダムと複数水源を活用することで、ライフラインを確保しています。

皆様からの疑問・質問にお答えします

水道部営業課「お客様相談係」では、皆様からの水道に関するご質問やご相談を受け付けています。年々、寄せられるご相談の件数は多くなり、平成17年度は92件のご相談がありました。その中でも赤水や塩素臭などの「水質」に関するご相談が多く、25件ありました。

今回は、ご相談の多い水質について、皆様から寄せられた内容とその原因・対策についてご紹介しますので、参考にされてはいかがでしょうか。

「赤い水が出るのですが」

使い始めに赤い水が出るのは、家の中の配管や蛇口などに長時間水が滞留していたために発生した鉄サビなどが、流れ出たものです。

しばらく流すと、きれいな水になります。

いつも赤い水が出るのは、家の中の水道管全体に鉄サビが発生していると考えられます。

この場合、水道部にご相談ください。

「蛇口からサビのようなものが出てくるのですが」

家の中の水道管が老朽化し、発生した鉄サビが蛇口から出たものです。蛇口から勢いよく水を出して洗管すればよくなりますが、一時的なものです。水道部にご相談ください。



「白く濁った水が出るのですが」

白いものは、水道管の中に入った細かい空気の泡です。しばらく置いておくと、泡が消えてきれいな水になります。この場合は、飲用に差し支えありません。



「塩素の臭いが気になるのですが」

水道水には、殺菌のために塩素が入っています。水温などにより、塩素臭が強くなる場合があります。飲用に差し支えありませんが、気になる場合は、汲み置きしたり、沸かししたりして、塩素臭をとばすとよいでしょう。

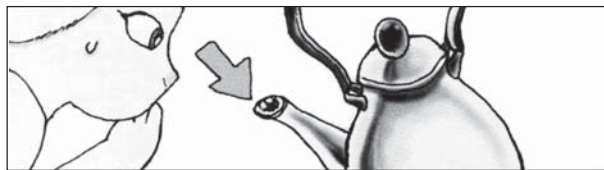
ただ、塩素が抜けると殺菌力が落ち、保存には向かなくなります。早めに飲みきるようにしましょう。



「やかんにこびりつく白いものは何ですか」

水道水には微量のミネラルが含まれているので、水分が蒸発すると、このミネラル分が白い物質になって残ります。

健康に影響はありませんので、安心して飲用ください。



「水質検査の結果を知りたいのですが」

水道部では、法令に定められている水質検査を実施し、安全な水をお届けしています。

水質検査の結果は、水道部窓口・塩電市役所市政情報公開コーナー・エスプ・市民図書館等で閲覧できます。また、ホームページからもダウンロードできます。

ホームページアドレス <http://www.city.shiogama.miyagi.jp>

詳しくは、営業課お客様相談係 ☎364-1412

水道の歴史

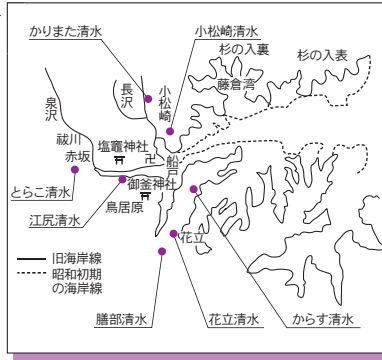
1 七清水

塩竈に水道ができる前、人々は自然の湧水を飲料水にしていました。飲み水の供給地は七清水とよばれる七カ所の湧水でした。

七清水はとらこ清水（現赤坂）、江尻清水（現泉ヶ岡地内愛宕神社坂下）、かりまた清水（現今宮町内上の原付近）、小松崎清水（現小松崎女郎山付近）、膳部清水（現桜ヶ丘）、花立清水（現花立町）、からす清水（現尾島町）の七つです。しかし、これらの清水はすべて町から離れていたため、町場の人々にとって、飲み水の確保は簡単なことではありませんでした。

その後、塩竈の町にも人口が増え、七清水だけでは水が足りなくなり、井戸が掘られました。しかし、海に近いために塩分や鉄分が多く、飲める水ではありませんでした。

現在残っている清水は膳部清水だけです。今でも豊かな水をたたえています。



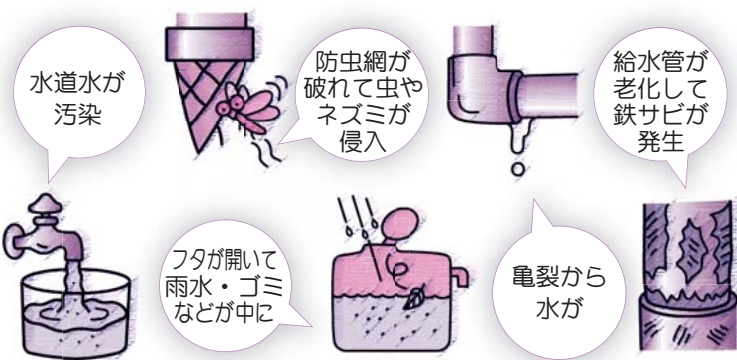
七清水



膳部清水を今でもお使いになっている佐藤平松さんにお話をうかがいました。

ここに水道が入る前は、井戸の水を飲んでいました。今は、飲み水には使っていませんが、洗い物をしたり、庭の花に水をやりたりするのに使っています。昔に比べて水位は下がりましたが、まだ十分きれいな水が湧いています。

きちんと管理されないとこんなことが……



◆貯水槽とは◆
ビルやマンションなどの高い建物では、水道管から供給された水をいったん受水槽にため、これをポンプで直接、または高架水槽を経由して各戸に給水します。この受水槽と高架水槽を合わせた設備を貯水槽といいます。貯水槽の管理は、貯水槽設置者（所有者）の方の責任になりますので次の点にご注意ください。日頃の管理を怠ると大変な事故につながることもあります。正しい管理の仕方を知って、安全な水を守りましょう。

貯水槽のしくみと管理についてご存知ですか

●貯水槽の清掃

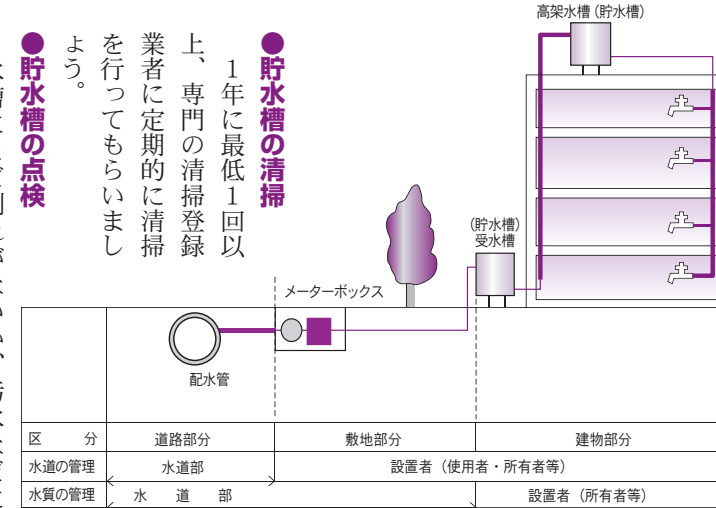
1年に最低1回以上、専門の清掃登録業者に定期的に清掃を行ってもらいましょう。

●貯水槽の点検

水槽にヒビ割れがないか、汚水などに汚染されていないか、水槽内に異物の混入がないかなど、定期的に点検を行ってください。

●水質検査の実施

受水槽以降の蛇口から出る水の水質検査を定期的に行ってください。異常があったときには、必要な水質検査を行い、安全を確認してください。



詳しくは、営業課給水装置係

☎364-1412